

議案第 8 号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙
変更調書のとおり字の区域を変更し、同条第 2 項の規定による告示の指定する日
から効力を生ずるものとする。

令和 4 年 2 月 28 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域を変更し、土地の所在を明
確にするため。

別紙 変更調書

字の名称		左記の区域に編入する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
愛宕				335の1、335の3、335の4、335の10、442の1、442の2、443の1、443の4	これに伴う道路、水路等を含む。
海望園				127の1、147の1、147の2、148の1、148の2、149の2、150の1、150の2、151、152の2、153の2、154、155、156、157の3から157の5まで、157の9、157の10、158の1、158の2、159の2、159の3、170の1、170の3、171の1、173、175の1、175の2、180の1、181の2、181の3、182の1から182の6まで、182の8、184の1、184の3、184の5から184の8まで、185の1、185の2、186の1から186の5まで、186の7、188の1、188の3、191の1から191の5まで、192、193、194の1、194の2、198の4、199の1、199の3、199の5、199の7、199の8、260の2、261の2、262の1から262の4まで、332、333の1、333の2、336の1、336の4、337の4、340、341の1、341の2	これに伴う道路、水路等を含む。
喜多町				1536の70、1536の197、1536の245、1548の6、1548の10、1548の11、1548の15、1548の24から1548の26まで、1548の30、1548の31、1579の34、1579の35、1579の70、1579の89、1579の90、1579の96から1579の99まで	これに伴う道路、水路等を含む。
裁判所通				1548の2、1548の9、1548の12、1548の27、1548の28、1548の32から1548の34まで、1550の4、1550の8から1550の10まで、1550の12から1550の18まで、1550の22、1550の23、1557の1、1557の6、1557の15から1557の21まで、1557の24、1562の7、1562の8	これに伴う道路、水路等を含む。
幸町				64の3、68、69の2、70の2、78の2、78の3、78の5、79の1から79の7まで、80、82の1から82の3まで、84の1から84の5まで、86の1、86の3から86の11まで、88の1から88の6まで、88の8、88の10から88の12まで、89の1、89の4から89の8まで、90の1から90の6まで、90の8から90の10まで、91の1から91の3まで、91の5、91の6、92の1、92の3、92の4、93の1から93の3まで、94、95の4、96の1から96の3まで、99、100の2から100の4まで、318、319の1から319の4まで、320の2、323の2、324の1、324の2、325の1、326の1から326の4まで、331の1から331の4まで、333の3、337の1から337の3まで、337の5から337の8まで、339の2、339の3、343の1から343の3まで、344の1から344の3まで、347の5、1535の2、1535の10、1536の8、1536の18、1536の35、1536の46、1536の48、1536の71、1536の76、1536の90、1536の92、1536の94、1536の95、1536の101、1536の114、1536の120、1536の124、1536の130、1536の132、1536の133、1536の144、1536の151、1536の158、1536の172、1536の188、1536の230から1536の233まで、1536の235、1536の247、1536の250、1536の252、1536の258、1537の1、1541の2、1542の1、1542の4、1542の5、1542の7、1542の8、1543、1544の2から1544の7まで、1544の9から1544の12まで、1545の1、1557の2、1557の4、1557の23、1562の1、1562の3、1562の6	これに伴う道路、水路等を含む。
白浜通				1536の1、1536の5、1536の14、1536の15、1536の19、1536の27、1536の28、1536の30、1536の31、1536の36、1536の37、1536の42、1536の51、1536の102、1536の104、1536の106、1536の107、1536の110、1536の118、1536の121、1536の168、1536の169、1536の173、1536の220、1536の229、1579の11、1579の16、1579の22、1579の24、1579の25、1579の54、1579の55、1579の59から1579の62まで、1579の64から1579の68まで、1579の72、1579の82、1579の84から1579の88まで、1579の91から1579の95まで、1579の100	これに伴う道路、水路等を含む。
大黒町一丁目				399の2、435の27、435の56、1525の1から1525の8まで、1525の10、1526の16	これに伴う道路、水路等を含む。
大門				130、133の1、134の1、134の2、263、264の1、264の2、265の1、265の2、266の1、266の2、282の2、283の1、283の2、284の1から284の3まで、285、286、287、302の1から302の3まで、303の1、303の2、304、305の1、305の2、306の1、306の2、307、308、309の1、309の3から309の5まで、309の10から309の17まで、369の2、413、442の3から442の5まで、442の9、442の10、445、446、450の1から450の4まで、450の6、450の7、450の9から450の13まで、462、464の1、464の2、465の1、465の2、466、469の2、471、472、475の2	これに伴う道路、水路等を含む。

別紙 変更調書

字の名称		左記の区域に編入する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
松本町二丁目				105の1から105の4まで、106の1から106の3まで、117の1、117の3、117の5、120の5、125の1、125の2、126の1、128の1から128の4まで、129の1、129の2、130、131の1から131の3まで、132、134の2、136の2、157の2、157の6から157の8まで、157の11、160、161、227の2、258の2	これに伴う道路、水路等を含む。

備考 令和4年2月8日調査

大字区域変更全体図 変更前
(令和3年度国土調査完了地区)



大字区域変更全体図 変更後
(令和3年度国土調査完了地区)

